

## みんなのはままつ創造プロジェクト実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「みんなのはままつ創造プロジェクト」について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 みんなのはままつ創造プロジェクトは、第2次浜松市総合計画に掲げた都市の将来像「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」の実現に向け、市民、地域、民間企業等が発意し、主体となって実施する取組で次条に規定する対象事業について支援を行う事業をいう。

2 みんなのはままつ創造プロジェクトの事業の対象期間は、6月1日から翌年の3月31日までとする。

(対象事業)

第3条 みんなのはままつ創造プロジェクトの支援の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、第3項に規定する対象団体が前条第2項の対象期間内に開始し、及び終了するもので、市民、地域、民間企業等が発意し、主体となって実施する取組のうち、次の各号のいずれかに該当する事業で、市長が決定した事業をいう。

(1) 都市の将来像「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」の実現に資する事業

(2) 前号に定めるもののほか、市長が創造都市の推進にふさわしい事業として特に支援の必要があると認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業としない。

(1) 政治、宗教若しくは選挙活動を目的とする事業又は営利を主な目的とする事業

(2) 公序良俗に反する事業又は反するおそれがあると認められる事業

(3) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業

(4) 浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業

(5) 国、県、その他の公共団体又は浜松市の外郭団体及びこれに準じる国若しくは県の出資団体から別に補助金等の公的支援を受ける見込みのある事業

3 みんなのはままつ創造プロジェクトの支援の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次に掲げる要件を満たす法人又は団体（3人以上で構成されるものに限る。）とする。

(1) 市内に住所を有する、又は市内で活動していること

(2) 対象事業を実施する期間の末日が属する年度から起算して過去5年間に市税の未納がないこと

(3) 政治的又は宗教的活動を主たる目的とする法人又は団体及び公の秩序に反する法人又は団体でないこと

(支援)

第4条 市は、対象事業に対し、毎年度の予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業の提案等)

第5条 第3条第1項の規定による決定（以下「対象事業の決定」という。）を受けようとする法人又は団体（以下「提案団体」という。）は、提案する事業（以下「提案事業」という。）について次に掲げる書類を提出するものとする。この場合において、市長が特に認める場合を除き、1の提案団体は2以上の事業を提案することができない。

(1) みんなのはままつ創造プロジェクト事業提案書（第1号様式）

(2) 収支予算書（第1号様式付属資料）

(3) 団体の活動内容が分かるもの

(4) 課税・納税状況確認の同意書（第3号様式）

(5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（補助金の申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合に限る。）

(提案事業の審査)

第6条 市長は、前条の規定による事業の提案があったときは、対象事業の決定に関する審査を、みんなのはままつ創造プロジェクト審査委員会（以下「審査委員会」という。）に付託するものとする。

2 審査委員会は、前項の審査を行う場合において、必要があると認めるときは、提案団体から提案事業の内容等を聴取することができる。

3 審査委員会は、第1項の審査が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、別に定めるみんなのはままつ創造プロジェクト審査委員会運営要領による。

(対象事業の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による審査委員会の審査結果をもとに、補助対象事業を決定する。

2 市長は、前項の規定により、対象事業の決定をしたときは、その旨をみんなのはままつ創造プロジェクト審査結果通知書（第2号様式）により提案団体に通知する。

(公表)

第8条 市長は、対象事業の事業概要を市ホームページ等で公表する。

(補助金の交付等)

第9条 第4条の補助金の額、対象経費、交付の手続その他の補助金の交付に関し必要な事項は、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）及びこの要綱に定めるもののほか、別に定める補助金交付要綱による。

附 則

この要綱は平成26年2月5日から施行し、平成26年度の事業に適用する。

(第1号様式)

平成 年 月 日

浜松市長 あて

所在地  
団体の名称  
代表者肩書・氏名  
連絡先 TEL:

㊞

[担当者連絡先]

所在地  
氏名  
連絡先 TEL: E-mail:

みんなのはままつ創造プロジェクト事業提案書

下記事業について、「みんなのはままつ創造プロジェクト」に提案いたします。

記

1 団体の名称
2 事業名
3 事業の目的 (300字以内) どのような課題を解決するために行うのか、事業の重要性や必要性がわかるように記入してください。
4 事業の具体的な内容 (400字以内) 実施時期・場所、対象者、募集方法、実施方法を具体的に記入してください。

5 事業実施の効果（250字以内）事業を行うことにより地域社会にもたらされる効果を記入してください。

--

6 次年度（平成27年度）以降の取り組み（250字以内）今後の事業展開・資金調達について記入してください。

--

7 事業の実施スケジュール

日程	主な作業内容
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

8 開催日・実施場所

--

9 参加予定人数

スタッフ	名	・	参加予定人数	名	（入場者数等）
------	---	---	--------	---	---------

10 添付書類

- (1) 収支予算書（第1号様式付属資料）  
 ※「みんなのはままつ創造プロジェクト補助対象経費及び補助額上限表」の経費区分・経費内訳に従って、詳細まで分かる予算書を作成すること。
- (2) 団体の活動内容が分かるもの（定款、規約または活動内容を示す資料、団体の構成員名簿）
- (3) 課税・納税状況確認の同意書（第3号様式）
- (4) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し※給与所得者を雇用する事業者に限る
- (5) その他参考資料      (6) 二次審査にかかる事前調査票

(第1号様式) 付属資料「収支予算書様式」

※「みんなのはままつ創造プロジェクト補助対象経費及び補助額上限」の経費  
区分・経費内訳に従って、詳細まで分かる予算書を作成してください。

収支予算書

みんなのはままつ創造プロジェクト  
事業名 「 」

収入

単位：円

経費区分	金額
みんなのはままつ創造プロジェクト補助金 ※上限100万円	
自己資金	
他の支援制度「 」による補助金	
その他収入	
計	0

支出

単位：円

経費区分	経費内訳	金額
賃金	小計	0
報酬費	小計	0
旅費	小計	0
需用費	小計	0
役務費	小計	0
委託料	小計	0
使用料及び賃借料	小計	0
備品・資機材等経費	小計	0
運搬費	小計	0
計		0

様

浜松市長 鈴木 康友  
(企画課扱い)

みんなのはままつ創造プロジェクト審査結果通知書

平成 年 月 日付けにて申し込みのありました提案事業について、審査結果を通知します。

記

1 団体の名称

2 審査結果

〈採択〉

みんなのはままつ創造プロジェクトとして「**採択**」いたします。

〈不採択〉

貴団体から提案いただいた事業につきましては、残念ながら「**不採択**」とさせていただきます。

このたび、浜松市政にご関心をお寄せいただき、事業提案くださいましたことを心より感謝するとともに、引き続き、浜松市政にご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

【選考経過】

- ・みんなのはままつ創造プロジェクトに対し、全●事業の提案をいただきました。
- ・本プロジェクトの趣旨のもと、企画内容の創造性や独創性、実現性、発展性などの観点から、審査委員会において全事業を審査した結果、●事業を「採択」とし、残りの●事業については「不採択」となりました。

3 備考

〈採択〉

- ・事業実施に当たっては、別添資料「みんなのはままつ創造プロジェクトに関する注意事項」に留意してください。

〈不採択〉

- ・審査結果についての異議申し立てはお受けしておりませんのでご了承ください。

(第3号様式)

課税・納税状況確認の同意書

( 申 込 団 体 名 ) は、みんなのはままつ創造プロジェクトへの提案のため、市において当団体及び構成員の課税及び納税状況の情報を閲覧することに同意します。

(あて先) 浜松市長

平成 年 月 日

所在地

団体の名称

代表者肩書・氏名

⑩